

議第 6 1 号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市附属機関設置条例（平成３０年富士市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

富士市新病院建設基本構想等審議会	新病院建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関する事項について審議すること。	１４人以上	(1) 医療関係団体の代表者等 (2) 公募による市民 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員	委嘱された日から諮問事項に係る審議が終了する日まで
------------------	--	-------	--	---------------------------

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

議第62号

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例制定について

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
(条 例 第 号)

富士市地区まちづくりセンター条例（平成１９年富士市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

２ 前項第３号に掲げる事業は、次のセンターで行う。

- (1) 富士市吉永まちづくりセンター
- (2) 富士市大淵まちづくりセンター
- (3) 富士市田子浦まちづくりセンター
- (4) 富士市富士川まちづくりセンター
- (5) 富士市鷹岡まちづくりセンター

第４条第２項第１号中「前条各号」を「前条第１項各号」に改める。

第７条の次に次の３条を加える。

（使用料）

第７条の２ センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納入しなければならない。

２ 使用料は、前条の規定による承認を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第７条の３ 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 使用の目的が第１条に規定する趣旨に合致すると認めるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（既納の使用料）

第７条の４ 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第８条第４号中「営利」を「専ら営利」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第７条の２関係）

使用区分 \ 使用時間		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 15 分まで
会議室	面積 50 平方メートル 未満まで	380 円	530 円	610 円
	面積 50 平方メートル 以上 100 平方メー トル未満まで	850 円	1,190 円	1,360 円
	面積 100 平方メー トル以上 150 平方メー トル未満まで	1,430 円	2,000 円	2,280 円
	面積 150 平方メー トル以上	2,000 円	2,810 円	3,210 円
和室		460 円	650 円	740 円
調理実習室		630 円	880 円	1,010 円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に承認した地区まちづくりセンターの使用に係る使用料については、改正後の第 7 条の 2 の規定にかかわらず、徴収しない。

議第 6 3 号

富士市税条例の一部を改正する条例制定について

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市税条例（昭和 6 1 年富士市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削る。

第 6 2 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 6 条の 2 を削る。

附則第 1 2 条の 2 中第 2 2 項を同条第 2 3 項とし、第 1 3 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 2 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 2 3 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 6 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

議第 6 4 号

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例の一部を改正する
条例制定について

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（令和２年富士市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

目次中「重度開発届出」を「重度開発又は土地の改変事業の届出」に改める。

第１条中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加える。

第２条第７号を同条第９号とし、同条第６号中「重度開発」を「重度開発等」に改め、同号を同条第８号とし、同条第５号中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同号を同条第６号とし、同条第３号の次に次の２号を加える。

(4) 土地の改変事業 森林地内の伐採跡地を次のいずれかに該当する事業(当該事業に供した後、森林の用途に供するものに限る。)に供することをいう。

ア 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成２２年富士市条例第２５号)

第２条第２号に規定する土地の埋立て等を行う事業(森林機能を保全するための事業を除く。)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第１５条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

(5) 重度開発等 重度開発又は森林法第１０条の２に規定する開発行為の許可が必要な土地の改変事業をいう。

第５条第２項中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加える。

「第２節 重度開発届出」を「第２節 重度開発又は土地の改変事業の届出」に改める。

第７条第１項中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同条第３項第３号中「５００平方メートル未満」の次に「又は土地の改変事業を行う面積が１ヘクタール以下」を、「において重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、「行われていない事業」を「行われていないもの」に改める。

第２２条第１号中「重度開発」を「重度開発等」に改める。

第２５条中「これを重度開発しようとする」を「当該森林地において重度開発等を実施しようとする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正後の富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する土地の改変事業であって、当該事業の実施に係る主たる免許若しくは許可を受けたもの又は許可の申請若しくは届出をしたものについては、新条例第 7 条から第 2 4 条までの規定は適用しない。

議第 6 5 号

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年富士市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者は、改正後の富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了したものとみなす。

議第 6 6 号

富士市立博物館条例の一部を改正する条例制定について

富士市立博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立博物館条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市立博物館条例（昭和 55 年富士市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 8 条の次に次の 3 条を加える。

（使用料）

第 8 条の 2 前条の規定に基づき使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、工芸室及び実習室の利用者は、別表第 2 に定める額を使用料として納入しなければならない。

2 使用料は、前条の規定による許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 8 条の 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

（既納の使用料）

第 8 条の 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 10 条中「第 8 条の規定に基づき使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 8 条の 2 関係）

博物館の施設の使用料

使用区分 \ 使用時間	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
	500 円	500 円	500 円
工芸室	500 円	500 円	500 円
実習室	300 円	300 円	

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日前に許可した工芸室及び実習室の使用に係る使用料については、改正後の第 8 条の 2 の規定にかかわらず、徴収しない。

議第67号

砂山公園プールの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定について

砂山公園プールの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

砂山公園プールの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、市民の健康の増進とレクリエーションの振興を目的とする砂山公園プール（以下「施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（民間事業者の選定の手続）

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、施設の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 前項の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

(1) 施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 施設の運営等を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。

（運営等の基準）

第3条 前条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

（業務の範囲）

第4条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、施設の改修、維

持管理その他必要な業務を行う。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第5条 施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

- 2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額その他の公共施設等運営権の設定に伴う対価（以下「運営権対価」という。）を徴収するものとする。

- 2 運営権対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 8 号

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の富士市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定により支給された損害補償及び傷病補償年金等は、新条例の規定による損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。